

我々がめざす

町民参加の行動する議会

議会だより69号



第6条 災害時の議会等の対応(*2)

災害発生時、議会と議員は、町民の生命と財産を保護するため、**町と連携**し対応に努めます。また、災害に備え、平時から地域の情報を把握し、町との情報共有に努めます。

第7条 会派

議員は、議会活動で、同じ理念を持つ議員と会派を結成することができます。また、政策立案と提言のための調査研究、会派間の調整に努め、円滑な議会運営を図ります。

連携します!

第8条 町民参加及び町民との連携

議会は、議員と町民が自由に**意見交換**できる場を設け、意見を把握するとともに**町民参加の推進**に努めます。また、本会議、常任委員会等で公聴会制度や参考人制度を活用、専門的・政策的識見を討議に反映させるよう努めます。本会議のほか、**常任委員会と特別委員会を原則公開**とします。請願や陳情は、町民の政策提案とし、審議では提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めます。

第4条 議員の活動原則

町民の代表である議員の活動原則です。

- ① **議員間の自由な討議**を活発に行います。
- ② 広い視点で、公正・誠実に職務を遂行します。
- ③ **政策立案と提言**のため、常に研鑽に努めます。
- ④ 町民全体の福祉増進を目指します。
- ⑤ 議会の品位と秩序を保ちます。

Q 町民にとって何が変わるの?

A 「町民に開かれた議会」が基本原則。町民の意見がより町政に反映されるよう広報と意見聴取に力を入れます。

議員と町民の意見交換も

議会改革を継続して



吉澤議員

中嶋議員

津久井議員

第5条 議会改革の推進

議会改革に取り組み、議会の活性化を図るため、議員で構成する議会改革検討委員会を設置します。

議会基本条例を議員提案

もの

動聴

第4弾

寄居町議会は、平成27年から議会基本条例の作成に取り組んできました。議会基本条例は、町長とともに二元代表制(*1)を担う議会の役割や責務を明記し、議会の活性化を目指すものです。6月定例会で議員提案し、可決された条例の内容をご紹介します。

※掲載した条文は、要約や簡略化をしています。

議会は、町の最高意思決定機関・議事機関として、町民福祉の増進と町民の負託に応える役割と責務を担っています。

また、町長や執行機関とは独立・対等の立場で、事務執行に対する監視と評価を行い、自らも政策立案と提言を行い、地方自治の本旨の実現を目指します。また、活発で自由な議論を重んじ、個々を尊重し合う民主的な政治風土を守ります。

さらに、議会の公正性、公平性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して、不断の努力を重ねることを決意し、この条例を制定します。



さらに町民に開かれた議会に

議長 佐藤理美



議会基本条例は町議会HPに載っています。

Q なぜ条例をつくるの?

A 議会と議員の役割を明らかにし、議会と議員の活動によって、よりよい町にするためです。

公正かつ誠実に職務を遂行

町民全体の福祉の向上のため

第3条 議会の活動原則

公正・透明な議会運営、積極的な情報公開と説明責任、町民の意見の把握やわかりやすい議会運営に努めることが議会の活動原則です。



田母神議員

大久保議員

原口議員

基本です!

第1条 目的

議会と議員の役割を明示し、議会の基本的な運営事項を定め、その活動により**町民福祉の増進と豊かで文化的なまちづくりを実現**することが、条例の目的です。

第2条 議会の役割

議案等の審議・議決、執行機関の監視と評価、政策立案と提言など、**町民の意思を決定**することが議会の役割です。

5 平成29年6月
議会へ議員提案
6月定例会に議員提案で条例案を上げ、全員賛成で可決。

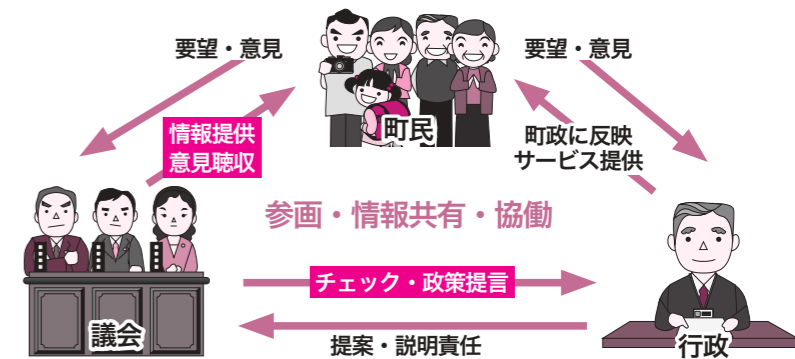
4 平成29年3月
パブリック・コメント実施
条例案について意見を広く聴取し、寄せられた意見を委員会にて検討。

3 平成28年2月
平成29年1月
議会改革講演会開催
山梨学院大学 江藤教授による講演。

2 平成27年7月
条文の作成開始
議会改革検討委員会内に作業部会を設置。
① 条例の項目案作成
② 委員会で検討
③ 議員全員協議会で報告し了承を得る
①②③を繰り返し、29年2月まで、ほぼ3カ月ごとに委員会を開催し、検討。

1 平成27年6月
議会改革検討委員会を設置
2 常任委員会から4名ずつの委員を選出。

議会基本条例制定
これまでの流れ



我々がめざすもの

(*2) 災害時の議会等の対応…「寄居町議会における災害発生時の対応要領」は、平成25年5月に制定。災害対策支援本部の設置、議員からの情報提供、安否確認、参集などを規定しています。(議会だより69号の4～5ページもご覧ください)

(*1) 二元代表制…町議会議員と町長が、別々に町民から直接選挙で選ばれる制度。町長は予算等の議案を議会に提出、行政を執行する役割、議会は議案の議決などで町長の行政運営を監視する役割があります。